

みなとカメラ

みなとカメラとは

みなとカメラは、国土交通省が港湾や海岸の直轄工事の施工管理、開発保全航路の管理のために設置しており、国有財産の管理、災害時等における被災状況、復旧状況、海上からの支援状況等の把握にも活用しています。

また、みなとカメラは、直轄工事の施工管理のための「直轄施工管理用カメラ」、開発保全航路の管理のための「開発保全航路用監視カメラ」に大別されます。

直轄施工管理用カメラ

直轄施工管理用カメラは、直轄工事の施工管理及び国有財産の巡視・点検を主たる目的としています。

このため、安全に作業しているかどうかを把握するとともに、現場の進捗状況、浚渫や深浅測量等施工方法、港湾施設の異常の有無などを確認するよう、人の動きや段差を視認できる程度のカメラが設置されています。



図1 直轄施工管理用のみなとカメラの例（呉港）



図2 実際の直轄施工管理用みなとカメラ映像の例（呉港）

開発保全航路用監視カメラ

開発保全航路用監視カメラは、開発保全航路の監視や施工管理を主たる目的としています。

このため、航路内で異常な行動をとっている船舶の有無や波浪状況、浮遊物、船舶・土砂等投棄物や無許可行為の有無などが確認できるよう、基本的には直轄施工管理用カメラより遠方を視認できるようなカメラを設置しています。

また、直轄施工用カメラと比べ夜間性能にも長けており、超高感度カメラを使用することによって、光量がわずかな航路内でも被写体を確認することができます。



図3 実際の開発保全航路用監視用のみなとカメラ映像の例（備讃瀬戸航路）

災害時における被災状況等の把握

みなとカメラを活用することによって、地震等の災害発生時における岸壁や荷さばき地、防波堤等の被災状況や、復旧完了までの利用状況が速やかに把握できるようになるだけでなく、津波発生時等沿岸に近寄ることができない場合でも遠方から安全に被災状況等を把握することができます。

実際に、令和3年8月に、青森県八戸港でパナマ籍貨物船が座礁した海難事案においても、みなとカメラから、油の流出等の現場海域の状況を速やかに確認することで、吸着マット等の準備など迅速な対応を可能にしました（図4参照）。

また、みなとカメラは災害時も機能が大きく失われないように、地震や風によって破損・落下しない等の配慮がなされています。

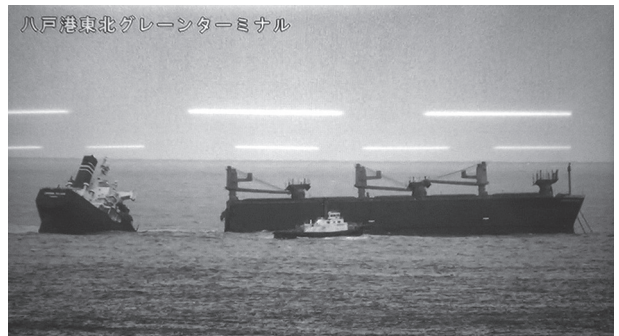


図4 八戸港みなとカメラから確認（令和3年8月12日）